

近世後期関東在方町における町規約と構成員

酒井 一輔

本稿は、近世後期の関東在方町を対象に、町組織（いわゆる個別町。以下「町」）の内部構造を分析し、その本源的な機能や特質を再検討することを通じて、三都・城下町とは異なる在方町の特質を論じることを目的とした。対象地域としたのは下総国香取郡佐原と武蔵国秩父郡大宮郷であり、これら在方町内部の各「町」が作成した町規約を中心的な素材として、規定された条文の内容と、そこに署名をした「町」の正式な構成員の居住形態や町運営に果たした役割などを検討した。

その結果、これら在方町の町規約においては、構成員に関わる事柄が極めて少なく簡素であり、構成員の資格や条件を限定する条文、家屋敷の処分権や居住者の職商を規制する条文も存在していないことが判明した。また、屋敷地を所持しない地借・店借までもが、町規約の制定と遵守における主体としてそれに記名押印を行って、「町」の正式な構成員になると同時に、彼らが町代や行司役といった「町」の代表者たる役職を務めて、「町」運営の担い手ともなっていたことが確認できた。これらの事実は、近世の三都・城下町の「町」における通説的な理解とは極めて対照的であり、三都・城下町と比べて在方町の「町」は、生産や生業に関わる共同性に基盤を置かず、土地や家屋を持たない者や新規加入者に対する規制や閉鎖性の緩やかな組織であったと特徴づけるができる。

したがって、在方町の「町」を、構成員の「商業的立地条件と信用の源泉となる屋敷地の価値の維持を共通の利害とする」ものであるとした従来の評価は再考される必要があり、ある一定の空間に居住することを要件として、そこでの生活協力と共同防衛を本源的な目的とする「住民」の自治団体と捉えるべきであることを指摘した。